

火災予防上必要な業務に関する計画書

年 月 日作成

(目的及び適用範囲)

第1条 この計画は、(催し名称)を開催するに際し、火災予防上必要な業務について定め、もって火災その他の災害を防止することを目的とする。

(適用範囲及び遵守義務)

第2条 この計画は、(催し名称)の関係者及び露店関係者全ての者が遵守しなければならない。

(主催者の責務)

第3条 当該催しの主催者(氏名等)(以下、「主催者」という。)は、防火担当者を(氏名)と定めるものとする。

2 主催者は、この計画を実施するうえで、関係部局と事前協議するものとする。

(防火担当者の責務)

第4条 防火担当者は、本計画を作成するとともに、当該計画に基づく業務を実施するものとする。

(火災予防業務の実施範囲)

第5条 火災予防上必要な業務を実施するため、次に定める体制を確保する。

(1) 消防担当者を定め、次に掲げる事項に関して定めるものとする。

ア 対象火気器具等又は危険物取扱いの有無、その場所及び態様の把握方法について
イ 対象火気器具等又は危険物を使用する露店等と観客等との火災予防上安全な配置について

ウ 対象火気器具等に対する消火器の準備について

エ 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導について

オ そのほか、火災予防上必要な業務について

(2) 警察担当者及び警備担当者を定め、火災が発生した場合の通報・連絡並びに協力体制等について事前に協議するものとする。

(自衛消防隊)

第6条 防火担当者を自衛消防隊長とした自衛消防隊を編成して災害時の即応体制に備えておくものとし、その編成は別紙1のとおりとする。

2 自衛消防隊長は、災害時において各担当者等を指揮して初期消火その他の災害の拡大防止の措置を行い、また、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報告しなければならない。

3 隊員は自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他の災害の拡大の防止に努めなければならない。

(施設の事前点検)

第7条 防火担当者は、火気器具等の設備を安全に使用するため、別紙2に定めるところにより、事前に確認するものとする。

(事故時の措置、消火活動等)

第8条 事故時の措置、消火活動等は、次により行わなければならない。

- (1) 火災の発生等を覚知した者は、周辺に知らせるとともに自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに観客等の避難誘導等の応急措置を講ずること。
- (2) 火災等の事故が発生したときは、直ちに消防機関に通報すること。

(教育)

第9条 第2条の関係者及び露店関係者に対して、事前に保安教育を実施するものとする。

(その他)

第10条 計画等に変更が生じた場合は、____消防署予防班まで連絡すること。

(添付書類)

第11条 露店等及び観客等の通路等を把握するため、催し会場の見取図等を添付するものとする。

屋外催し開催日 年 月 日

別紙1

自衛消防隊組織表（第6条関係）

| 区分 | 氏名 | 任務 |
|-------------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 防火担当者 (自衛消防隊長) | 役職及び氏名 (代行者の役職及び氏名) | 災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること。 |
| 通報連絡班 | (主催者側) (露店業者担当者) | 消防機関への通報、関係者への通報、消防隊の誘導、情報の提供に関すること。 |
| 避難誘導班 | (主催者側) (露店業者担当者) | 観客等の避難誘導に関すること。 |
| 消火班 | (主催者側) (露店業者担当者) | 初期消火に関するこ と。 |
| 応急手当班 | (主催者側) (露店業者担当者) | 負傷者の応急手当に に関するこ と。 |

別紙2

火災予防上必要な業務に関する計画チェック表（第7条関係）

| | |
|-------------------------------|---|
| 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制に関する項目 | |
| 1 | 主催者 () 実施本部 () 防火担当者 () 役職 () ①警察署事前協議 (年 月 日) 担当者 () ②消防署事前協議 (年 月 日) 担当者 () ③主催者等各担当者事前協議 (年 月 日) () 注1 防火担当者は、指定催しでの管理・監督的地位にあるものを選任すること。 注2 主催者等は、消火器の配置、対象火気使用器具等及び危険物の取扱い場所の配置等を事前協議すること。 |
| 2 | 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関する項目 確認担当者 (【事前】) (【当日】) ①露店等の開設者等に事前確認を行うこと。 ②計画通りに配置されているか、当日確認すること。 |
| 3 | 危険物等を取扱う露店等及び通路等の火災予防上安全な配置に関する項目 確認担当者 (【事前】) (【当日】) ①対象火気器具や危険物等と観客等及び通路を近接させない等、安全な配置した計画とすること。 ②計画通りに配置されているか、当日確認すること。 |
| 4 | 対象火気器具等に対する消火器の配置に関する項目 確認担当者 (【事前】) (【当日】) ①露店等の開設者等に事前確認を行うこと。 ※露店等ごとに消火器を設置すること。 ②計画通りに配置されているか、当日確認すること。 |
| 5 | 火災発生時の通報・消火・避難誘導に関する項目 ①通報担当者 () () () () ②消火担当者 () () () () ③避難誘導担当者 () () () () ④その他の担当者 () () () () |
| 6 | その他火災予防上必要な事項 ①対象火気器具等を使用する露店等の関係者に対して、事前にイベント会場等安全管理チェック表等により指導を行うこと。 ②防火のための巡回、避難誘導等の安全管理に係る人員を配置すること。 ③計画に変更が生じた場合は、事前に管轄の消防署へ連絡すること。 ④主催者等は、関係者に対し火災予防上問題となる事案が生じた場合は、観客等の安全を最優先する対応をとること |

別紙3

会場見取図 (第11条関係)

露店等の配置及び避難通路等の配置を図示すること。

※ 別途詳細図面を添付する場合は、不要。